光ディスク等による給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の提出の手引き

令和８年 11 月改訂版

三条市総務部税務課

はじめに

平素は、本市税務行政に格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、毎年１月末日までに提出していただく給与支払報告書は、FD(フロッピーディスク)、MO、CD、DVD(以下、「光ディスク等」という。) により提出することができます。

また、毎年１月末日までに提出していただく公的年金等支払報告書についても、平成 26 年１月１日以降、光ディスク等による提出が可能となりました。

ただし、大口事業者(※)については、令和９年１月１日以後の提出分から、インターネットを利用したシステム(電子申告：eLTAX)または光ディスク等により提出しなければならないこととなりました。

(※)大口事業者とは、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する年分の前々年分(令和９年１月の提出分であれば令和７年分)において、所得税の源泉徴収票を提出すべきであった枚数が 30 枚以上である支払者のことをいいます。
30 枚以上であったかどうかは源泉徴収票の種類(給与または年金所得)ごとに判定しますので、給与支払報告書と公的年金等支払報告書のそれぞれについて、大口事業者に該当するかどうかを判定します。

この手引きでは、光ディスク等により給与支払報告書及び公的年金等支払報告書(以下「報告書」という。)を提出するための必要な手続き等について説明しています。

〒955-8686
新潟県三条市旭町二丁目３番１号
三条市役所　総務部　税務課 市民税係
電話 0256-34-5529(直通)
ＦＡＸ 0256-36-4321

光ディスク等により報告書を提出する際の手続き等について

1　制度について

地方税法第317条の６の規定により報告書の提出義務を負う者が地方税法施行規則第10条に基づき報告書に代えて光ディスク等により調製し提出することができます。

2　電子申告による提出義務基準について

令和９年１月１日以後に提出する給与支払報告書について、基準年(前々年)に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が30枚以上の場合は、電子申告(eLTAXまたは光ディスク等)により提出することが義務付けられています。

3　手続きについて

令和６年１月１日以後の提出分から、光ディスク等による提出のための手続きが不要になりました。これまでの様式（「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出廃止届出書」等）は廃止となります。

4　代表申請書の提出について

関連会社の給与支払報告書を併せて同一の光ディスク等に含めて提出していただく場合は「代表特別徴収義務者申請書」(第２号様式)を提出してください。

代表特別徴収義務者申請書は、光ディスク等に記録する関連会社が承認内容から変更になる場合は改めて提出してください。

5　光ディスク等の提出について

⑴　報告書の提出期限(１月末日)までに総括表を添付のうえ、光ディスクを調製して正副２点を提出してください。

⑵　光ディスク等を提出するときは、光ディスク等に「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等送付書(第７号様式)」を添付してください。

6　訂正・追加分の提出について

光ディスク等の提出後、訂正分・追加分が生じた場合は、光ディスク等の再提出によらず、書面によって給与支払報告書の提出をしてください。なお、訂正分・追加分とは以下のとおりとなります。

⑴　訂正分　提出済の光ディスク等の記録内容に誤り・追加データ等の訂正が必要な者が判明した場合

⑵　追加分　提出済み光ディスク等に本来記録されるべき者が記録されずに提出されたため、未記録データ分の提出が必要となった場合

※　報告書の光ディスク等に他市町村において課税すべきデータが混在していた場合は、報告書の書面を本市が作成し、該当市町村へ送付します。

7　光ディスク等の再提出について

訂正分及び追加分の報告書の件数が多く、光ディスク等による提出に比べて事務効率が著しく低下する恐れがある場合は、訂正分及び追加分を含め再度調製した光ディスク等の提出を求めることがあります。

8　特別徴収税額決定通知の送付について

令和６年１月１日施行の地方税法及び地方税法施行規則等により、令和６年度分以後、三条市から送付する市民税・県民税特別徴収税額等の電子データによる提供は、インターネットを利用した eLTAX のみに限ります。

令和９年度分の給与支払報告書を光ディスク等で提出された場合は、書面でのみ税額通知を送付します。税額等の電子データをご希望の場合は eLTAX をご利用ください。

使用する光ディスク等についての留意事項

１　光ディスク等の規格について

⑴　光ディスク等の規格

光ディスク等の種類		FD（ﾌﾛｯﾋﾟｰﾃﾞｨｽｸ）	MO（光磁気ﾃﾞｨｽｸ）	CD（光ﾃﾞｨｽｸ）	DVD（光ﾃﾞｨｽｸ）
サイズ		3.5 ｲﾝﾁ	3.5 ｲﾝﾁ	12cm	12cm
規格		2HD	ISO/IEC13963 又は ISO/IEC15041	CD-R	DVD-R
記憶容量		1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
記録形式	ﾌｫｰﾏｯﾄ	MS-DOS(FAT 形式)		ISO9660(Leve12)/Joliet※	
	ﾌｧｲﾙ形式	CSV(カンマ区切形式)			
記録コード		Shift_JISX0213（JIS 第１水準から第４水準）			
漢字水準		JIS 第１水準及び第２水準			

※　書き込みは、ディスクアットワンス(シングルセッション)方式とします。

⑵　ファイルの仕様

ア　給与支払報告書の場合

ファイル名は、「315dat**.txt」と記録する。

イ　公的年金等支払報告書の場合

ファイル名は、「331dat**.txt」と記録する。

なお、ア及びイについて、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録する。

(例) ２枚の FD に分けて提出する場合

１枚目の FD に格納するファイル名…「315dat01.txt」又は「331dat01.txt」

２枚目の FD に格納するファイル名…「315dat02.txt」又は「331dat02.txt」

２　市町村コード欄の取扱いについて

受給者レコードの提出先市町村コード欄には、三条市の市町村コード「152048」を記録してください。

３　レコードの内容

給与支払報告書については別紙１、公的年金等支払報告書については別紙２のとおりとします。

４　使用する光ディスク等について

⑴　光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を油性のフェルトペン等で記載してください。(筆先の硬い筆記用具は使用しないでください。)

⑵　磁気ディスク(FD、MO)の場合

磁気ディスクにより提出する場合には､適宜のラベルに次の記載事項を記載の上、貼付してください。

〈記載事項〉
①提出先市町村名(「三条市」)
②提出者名
③提出者住所又は所在地
④個人番号又は法人番号
⑤指定番号(特徴義務者番号 10 桁)
⑥提出件数
⑦提出年月日
⑧正本・副本の区別
⑨正本・副本ごとの総枚数及び一連番号(「○枚のうち△枚目」)

⑶　**提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウィルスに感染していないことを十分に確認してください。**

また、破損等の事故が無いよう、梱包には十分注意してください。なお、破損等により読み取りできない場合、再提出をお願いすることがあります。

申請書等の様式

第２号様式　　代表特別徴収義務者申請書
第７号様式　　給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等送付書

（表　面）

第２号様式

代表特別徴収義務者申請書

令和　　年　　月　　日

(宛先)三　条　市　長

代表となる特別徴収義務者の
住所(所在地)

氏名又は名称

代表者名

次の関連会社について、当社(私)を代表特別徴収義務者と定め、当社(私)が提出すべき給与支払報告書の光ディスク等と合わせて同一の光ディスク等により提出したいので申請します。

指定番号	住所(所在地)	関連会社等名称 代　　表　　者

代表特別徴収義務者申請書(継続用紙)

枚のうち　　枚目

指定番号	住所(所在地)	関連会社等名称 代　　表　　者

第７号様式

給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等送付書

令和　　年　　月　　日

(宛先)三　条　市　長

令和　　年度分の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等を次のとおり送付します。

特別徴収義務者	氏名 又は 名称	
	指定番号	
光ディスク等の種類		□ＦＤ　□ＭＯ　□ＣＤ　□ＤＶＤ
上記の枚数 (正副を含む)		枚
その他必要事項		